

福岡県公報

令和八年四月七日
第六百八十四号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教育イノベーション推進課) ……………一

再掲

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

○福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示

(監査委員事務局総務課) ……………六

○福岡県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規程の一部を改正する告示

(監査委員事務局総務課) ……………六

教育委員会

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の
一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年四月七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関
する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（
平成十六年福岡県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県教育委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
規則

本則中「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「
知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二
項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに
再掲する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに
公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十三号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十四
号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初
任給調整手当をいう。）」を加える。

別表第三中「（第十三条関係）」を「（第十二条関係）」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部
改正）

第二条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（
昭和三十二年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の第二種初任給調整手当)
第十一条の二 第一号会計年度任用職員の第二種初任給調整手当の額の算定については、会計年度任用職員規則第七条の二に規定する第二種初任給調整手当の額に相当する額の例による。

(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部改正)
第三条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則(令和二年福岡県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(第二種初任給調整手当に相当する報酬の額)

第七条の二 会計年度任用職員条例第八条第四号に規定する規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、県職員給与条例第十条の三第一項、警察職員給与条例第九条の四第一項及び学校職員給与条例第十一条の二第一項の規定(以下この項において「初任給調整手当規定」という。)により算出した特定額が初任給調整手当規定に規定する基準額を下回る職員とする。

2 会計年度任用職員条例第八条第四号に規定する規則で定める第二種初任給調整手当に相当する報酬の額は、県職員給与条例第十条の三第二項、警察職員給与条例第九条の四第二項及び学校職員給与条例第十一条の二第二項の規定により算出した第二種初任給調整手当を二十一で除して得た額を百分の七百七十五で除し、その数に正規の勤務時間に乗じて得た額とする。

第九条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「住居、通勤経路、通勤方法若しくは会計年度任用職員条例第十二条の規定による読替え後の県職員給与条例第十三条の四第五項、警察職員給与条例第十二条の四第五項及び学校職員給与条例第十三条の四第五項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があった」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第十一条第一項中「県職員給与条例第十三条の四第二項各号」の下に「及び第五項各号」の下に「及び第五項」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前二号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする第二号会計年度任用職員 一般職の職員の例により算出した一箇月当たりの通勤手当の額
 第二十条第一項に次の一号を加える。

四 前二号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする第一号会計年度任用職員 一般職の職員の例により算出した一箇月当たりの通勤手当の額を二十一で除して得た額
 第二十三条第二項中「第十二条の十八」の下に「、第十二条の十九の二、第十二条の十九の四」を加える。
 様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第9条関係)

1号紙

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		勤務公署名								
殿		所在地								
職 名		氏 名		(記名押印又は署名)						
住 居										
福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則第9条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。										
届出の理由										
<input type="checkbox"/> 新規(<input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等 <input type="checkbox"/> 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 (届出の理由が生じた日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他()										
順路	通勤方法	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場等の所在地	駐車場等の料金	駐車場等の利用形態	備 考
1		住居 から(経由) まで	km	分		円		円		
2		から() まで	.							
3		から() まで	.							
4		から() まで	.							
5		から() まで	.							
		から() まで	.							
自動車等の使用距離		km	km							
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等		総通勤距離が2km未満の場合交通機関等又は自動車等を利・使用する理由				総通勤距離		km		
						総所要時間		分		
記入上の注意										
1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「勤務公署名」欄には、本庁にあっては部課名、出先機関にあっては出先機関名を記入する。 3 「届出の理由」欄中「通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 4 「通勤方法」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。 5 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(1箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 6 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等(1箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入する。 7 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地(〇市〇丁目〇番〇号等)を記入する。 8 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額(駐車場の都度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額)を記入する。 9 「駐車場等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い(〇箇月)、1回払い、回数券(〇枚綴り〇円)等の別を記入する。 10 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 11 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 12 「自動車等の使用距離」欄には、自動車等使用者にあっては住居(建物)の出入口から勤務公署の庁舎の出入口までの距離を、併用者にあっては住居(建物)若しくは勤務公署の庁舎の出入口から交通機関の利用駅(停留所を含む。以下同じ。)の出入口まで又は交通機関の利用駅の出入口から交通機関の利用駅の出入口までの距離を記入する。なお、併用者において自動車等の使用距離区分が2以上ある場合は、それぞれの自動車等の使用距離を記入する。										

(裏)

通勤経路の略図（経路朱線）

（通勤距離 3 km未満の場合は、詳細に記入のこと。）

摘 要

2号紙

確認及び決定欄											
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他	運賃等の算出基礎	運賃等の額	運賃改定日			運賃改定日		
	交通機関の名称	利用区間				算出基礎	運賃等の額	算出基礎	運賃等の額	算出基礎	運賃等の額
1					円		円		円		円
2											
3											
4											
計					円		円		円		円
自動車等の額 (自動車等の使用距離 ・ km) (自動車等の使用距離 ・ km)					円	距離対応額改正 年月日	円	距離対応額改正 年月日	円	距離対応額改正 年月日	円
併用者の額(運賃等相当額と自動車等の額の合計額、運賃等相当額又は自動車等の額)					円		円		円		円
使用する等	算出の基礎となる駐車場の利用形態		1箇月当たりの駐車場の料金に相当する額	1箇月当たりの平均通勤所要回数(人事委員会規則第12条の19の4第1号ハの場合)	備考(回数券等の場合の駐車場の料金の算出基礎等)						
1											
2											
3											
1箇月当たりの駐車場の料金に相当する額の合計											
駐車場等に係る通勤手当の額(上限5,000円)					駐車場等の認定期間	決定事項(手当額の決定)			人事委員会規則第12条の19の4 <input type="checkbox"/> 第1号イ <input type="checkbox"/> 第1号ロ <input type="checkbox"/> 第1号ハ(1箇月当たりの平均通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 第2号		
決定事項	該当・非該当の別				支給の始期等		通勤手当等の額		算出基礎		摘要
	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 交通機関等と自動車等の併用 <input type="checkbox"/> 駐車場等利用 <input type="checkbox"/> 夜間勤務 <input type="checkbox"/> 非該当理由				年月日から 年月日まで		円				
					年月日から 年月日まで		円				
					年月日から 年月日まで		円				
					年月日から 年月日まで		円				
					年月日から 年月日まで		円				
					年月日から 年月日まで		円				
					年月日から 年月日まで		円				
年月日から 年月日まで					円						
上記のとおり確認し、決定する。 年 月 日					決裁	職名					

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

監査委員告示第二号

福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十六日

福岡県監査委員	塩川 正一
同	世利 洋介
同	森 行一
同	渡辺 美穂

福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示

福岡県監査委員事務局事務取扱規程（昭和三十六年四月福岡県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号口中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に、「福祉労働部」を「福祉子ども政策部」に改め、「農林水産部」の下に「、会計管理局、人事委員会事務局、監査委員事務局」を加え、同条第三号口中「秘書室、」を削り、「企画・地域振興部」を「政策企画部、市町村・地域振興部」に改め、「、会計管理局」を削り、「、教育庁」を「及び教育庁」に改め、「、人事委員会事務局及び監査委員事務局」を削る。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

監査委員告示第三号

福岡県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十六日

福岡県監査委員	塩川 正一
同	世利 洋介
同	森 行一
同	渡辺 美穂

福岡県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

規程の一部を改正する告示

福岡県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年三月福岡県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県監査委員に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程

本則中「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。